

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津市長 前葉 泰幸

市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)
地域名 (地域内農業集落名)	殿村地区 (殿村)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月5日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在、地域の担い手3者(法人の認定農業者1者及び個人2名)に当地区の約99%程度を集積しており、うち法人の担い手は89.1%を集積している。今後についても、耕作者が離農される場合は、農作業の省力化・効率化を図るために集約化を意識した農地貸借を進めていく。
法人の認定農業者の耕作地においては、畦畔除去等により農作業の効率化を図る必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を主要作物とするが、概ね地区内では土地利用型作物による2年3作の栽培体系を確立しているため、この栽培体系が継続されるよう努める。
・当地区では、担い手への集約化が進んでいるが、地域全体で農地を管理していく仕組みを維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	52.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	52.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現状を維持していくことを基本とするが、耕作者が離農した際は、農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて担い手に集積し、農地の集団化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地区内で農地の貸借が発生した際は、原則として農地バンクに貸し付け、地域の担い手へ集約する。
(3)基盤整備事業への取組方針
当地区において、国補助制度等を活用し、農地の大区画化・汎用化等を実施していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地区は、地域の担い手が限定的であるが定期的に地域と担い手が話し合う場を設けるなど、継続的に担い手が耕作できるよう相互に協力連携していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除については、目標地図に位置づける者またはJA等による周辺地区を含めた効率的な実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

③作業の省力化・効率化に向けて、スマート農機の導入を図る。
 ⑦地区内の農道・水路等の施設について、担い手及び地区住民の話合いにより相互に連携協力し、適切に保全管理していく。